

商サ第467-6号

平成23年8月26日

株式会社ニトリホールディングス
代表取締役 似鳥 昭雄 様

埼玉県知事 上田 清司



大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届出者 株式会社ニトリホールディングス
代表取締役 似鳥 昭雄
- (2) 届出日 平成23年3月25日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出（新設）
- (4) 名称 ニトリ川越店
- (5) 店舗所在地 川越市豊田町3丁目12-1外

2 意見の有無及び内容

意見なし

3 附帯意見

- ・ 川越インターチェンジ方面から国道16号線を通り来店する車両については、入口No.4からのスムーズな入庫処理を徹底すること。
- ・ 川越市街地方面から国道16号線を通り来店する車両については、交差点No.1を右折する誘導経路を遵守させるとともに、交差点No.2を右折させないよう誘導

を徹底すること。

- ・ 市道7206号線から国道16号線を左折して来店する誘導経路については、無信号交差点であることを踏まえ、安全に十分に配慮すること。
- ・ 敷地西側の住居敷地と接する部分については、不審者の侵入を防ぐよう努めること。
- ・ 開店後の店舗運営については、周辺環境に十分に配慮すること。